

**県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）の
変更後の事業計画の概要案の縦覧**

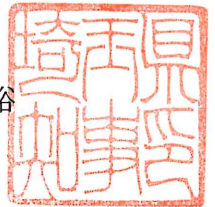
県営土地改良事業鴻巣・行田地区（区画整理事業）の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項で準用する同法第87条の2第8項の規定により、変更後の土地改良事業計画の概要案を縦覧に供します。

また、当該変更後の土地改良事業計画の概要案に意見のある方は、同条第9項の規定に基づき意見書を提出することができます。

なお、縦覧及び意見書の提出の詳細については、下記のとおりです。

令和8年10月8日

埼玉県知事 大野 元裕



記

1 縦覧について

（1）縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業鴻巣・行田地区の変更後の事業計画の概要案（区画整理事業）

（2）縦覧期間

令和8年10月8日から令和8年10月28日

（3）縦覧場所

鴻巣市役所及び同市が管理するホームページ

行田市役所及び同市が管理するホームページ

埼玉県加須農林振興センター及び同センターが管理するホームページ

2 意見書の提出方法等について

（1）提出先

埼玉県加須農林振興センター

（2）提出方法

ア 直接持参

イ 郵 送 〒347-0054 埼玉県加須市不動岡 564-1

ウ F A X 0480-62-4586

エ 電子メール g624771@pref.saitama.lg.jp

（3）提出期限

令和8年10月28日

（4）提出上の注意

ア 様式は任意ですが、言語は日本語で記入してください。

イ 意見書は公表する場合があります。また、提出された意見に対して個別に回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

ウ 意見書には、個人にあつては住所・氏名を、法人にあつては法人名・所在地を記載してください。

エ 電話での意見はお受けできません。